

大神姓佐伯氏の研究(五)

鎌倉時代佐伯荘相伝の過程

さとうたくみ

(会員 佐伯市池船町)

前回までのあらすじ

鎌倉幕府の成立後、初代佐伯惟康は佐伯荘一八〇町の地頭職に補任され、本庄(番匠川流域)一二〇町を長男惟朝に、堅田村(堅田川流域)六〇町を次男惟定に支配させた。

本庄一二〇町は二代惟朝―三代惟直―四代惟久へと伝領されている。

堅田村六〇町には領家分一五町と大友一族小田原氏の八段が含まれているので、実質四四町二段が惟定の領分で、これを長男惟景に七町一段、次男惟氏に三〇町、三男惟光に七町一段と分譲している。すなわち堅田村の支

配権は堅田村半分(三〇町)の地頭職を有する惟氏に継承されたわけである。

ところが惟氏が末弟惟兼に殺害される事件が起こり、後家尼となった惟氏の妻(佐伯惟直・惟基の妹)は京都から惟基を伴って鎌倉に上り、問注所の裁決によって惟氏の遺領を安堵された。したがって堅田村三〇町は、惟氏亡きあと父惟定(法名大阿)を後見人として惟氏後家―惟氏娘結へと伝領されることになった。

三代佐伯惟直は子息惟久を堅田村に遣わして母娘を支援したが、やがて惟久と結の婚姻が成立した。この件に關して異議を唱えたのが惟直の弟惟基だった。

惟基は惟氏生前の約束から結の婿となるのは惟基の男子龍王丸であると主張、惟直が息子の惟久を結の婿として押しつけ、惟氏の遺領三〇町を横取りしたのは無道であると相論に及んだ。結局、惟基の訴えは退けられたようだが、堅田三〇町をめぐる兄弟の利権争いだったといえる。

そもそも佐伯荘は佐伯氏宗家によって管掌され、堅田村も例外ではなかった。惟定は二代惟朝の弟分として堅田村支配を任されたものの、それは永代知行を意味する

佐伯氏略系圖と 『下知状』登場人物

佐伯氏系圖
佐伯氏系圖



堅田村 (寺田虚空蔵山より)

ものではなく、いずれは宗家に帰すべき所領であった。しかるに宗家から嫁を迎え、あるいは婿を迎えることが堅田氏の命脈を保つことが惟定の最善の選択ではなかったかと推察される。

惟景と惟久の相論

この相論の主題は「寛元々年（一二四三）の堅田村年貢および得分」についてであるが、他に「当村の境界争い」また「結跡当村半分地頭職」の三項目が裁決されている。訴人は堅田村七町一段を領する惟景で、陳人は堅田村三〇町を継承した四代佐伯惟久である。

惟景の訴えは次の通りである。

「これまで大阿と孫娘結が支配してきた堅田村を分知するように、寛元々年七月に鎌倉より下知がくだった。したがって、その年の作毛や得分を半分に分けるようにと重ねて指示されたが、染絹・染革や倉内に納めた麦を惟久が横取りしてしまった。

次に領家に納める年貢のことは、大阿が一年中分を請けとっているはずなので、その年の桑代・塩地子・贄魚

など未給与とは、いわれないことである」

寛元々年まで大阿は結の後見人として堅田村総支配の座にあつたのであろう。この年の三月に結が死去している。惟久は結の契状（遺言状）を幕府に提示して遺領三〇町を相続、堅田村の支配権を手にしたが、惟景等は惟久の堅田村支配を容認せず、年貢の徴収などに支障が生じたものと思われる。

そこで幕府は七月になって堅田村に下地中分を命じた。下地中分とは境を定め村域を真半分に分割すること、これまであいまいであつた地頭の年貢負担と得分を明瞭に折半させるものである。

これを受けて、惟景は寛元々年の染絹・染革・倉麦の得分（地頭の取り分）をもらっていない。領家年貢の桑代・塩地子・贄魚は納めたと主張しているのである。

堅田村の年貢と産品

ところで文中に掲げられた産品は年貢の一部に過ぎないが、「荘園関係基本用語解説」を参考に説明しておこう。

染絹・染革(そめきぬ・そめかわ)―冬から春にかけて生産される手工業製品で、春に徴収されたので春成(はるなし)と呼ばれている。

倉麦(くらむぎ)―春に収穫され夏に納入したので夏成(なつなし)に属する。

桑代(くわしろ)―桑畠に課せられる納入物で絹・綿・糸などで徴収された。

塩地子(しおじし)―地代として塩浜に課せられた税。鰯魚(にえうお)―朝廷などに捧げる土産の魚。

領家年貢および得分について

惟景の訴えに対し惟久は

「染絹・染革は百姓から納取せず地頭自ら集め染め出したのだ。また倉麦は夏物で、これらは中分の下知が下る以前に納められたものであるから、得分折半の規定に該当しない。領家年貢のことは領状にしたがって未納分は支払うべきだ」

と陳述、さらに惟景は

「染絹は当村の桑をつかって蚕養した。染革は当村の住

人に狩猟させ地革を取らせた。なぜ当村の得分がないのか。また倉麦も受け取っていない。年貢は領状にしたがって弁済する」

と相論を繰り返しての裁決は次の通りであった。

一、領家年貢のことは惟久の領状にしたがって弁済すること。

一、倉麦は夏物、染絹・染革も中分の下知がくだる七月以前に納められたものであるから、得分折半の規定は該当しない。

中分以後の堅田村境界争い

中分以前の堅田村は名主層の所領が複雑に交錯していたものと思われる。大阿(惟定)が健在のときは一族の統制も保たれたが、惟久に支配権が移ると中分の下知が下り堅田村は南北に分割された。しかし中分以後も互いにその境を横領しあう混乱が続いていたようだ。

この件に対して、幕府は豊前々司資能と大友式部大夫泰直を現地派遣して成敗するよう御教書(命令)を下した。

結跡当村半分地頭職について

惟景は

「結が死去するときに書いたという契状(遺言状)は自筆のものではなく判も違っており信用できない」

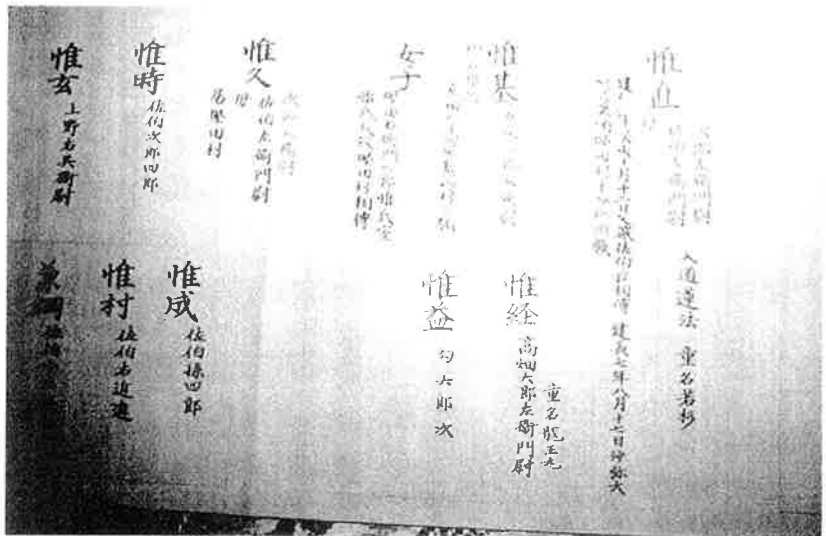
と惟久の相続権を否定、これに対し惟久は

「結が死んだとき自分は鎌倉にいた。この契状は乳母冷泉女の筆跡で結の言葉を聞き書きしたものだ」

と反論。結局、契状の真偽は乳母冷泉女の審判にゆだねられることになった。

当時の裁判では、証文も証人もいないときには本人の主張の当否を神がさばくよりほかにない。神前にて起請文を書き神社に七日間おこもりをする。その間に本人や親類に異常がおこれば、かれの虚偽が神によって見破られたのだとする。これを神判、すなわち神意による裁判とよぶ(日本の歴史・鎌倉幕府・石井進著)

冷泉女は小別当審快と宣命使清範に付きそわれて若宮にこめられたが、七日のあいだ異常は認められなかつ



東宇和郡・緒方氏系図

た。しかし七日目の朝、月水(生理)がはじまったので退
出させたという。

これに対し惟景が「月水ではない」と異議をとなえた
ので、遣使が彼女の血(生理)を確認してきたという。

かくして冷泉女の代筆が認められ、裁決では惟景の訴
えを退け、結の契状どおり堅田村半分を惟久が領掌する
ように下知された。

この裁許状が下つたのは宝治三年(一二四九)正月十日
であるから、寛元々年(一二四三)からすでに五年が経過
している。この間、執権・連署も交替し、当裁許状の署
名は執権北条時頼(左近将監平朝臣)と連署北条重時(相
模守平朝臣)であった。

文書二(読み下し文)

〔豊〕後国佐伯庄内堅田村

寛元々年当村領家年貢之事

右対決のところ、惟景申すごとくは

「大阿と孫女あざな結、当時をもつて領内(凶)知の由、寛
元々年(一二四三)閏七月に御下知下されおわんぬ。しか
してその年の作毛以下得分のこと、半分に相分けるべき

の由、重ねて後下知を給うのところ、染絹・染革ならび
に倉内納物の麦を惟久が横取せしめおわんぬ。次に領家
年貢のこと、当庄は地頭請所たるの間、御下知以前とい
えども、大阿が一年中分を請取り沙汰いたすべきのとこ
ろ、その年の桑代・ならびに大(鹽)地子・贄魚・米を未
給与の条、いわれなきことなり。云々」

惟久申すごとくは、

「染絹のこと、百姓の手より納取せず、地頭あるいは蚕
養いたし、あるいは楮地絹を傍廻し、許略染め出すとこ
ろなり。当村の得分を混せて相分けるべからずか。次に
染革のこと、あるいは狩猟いたし、あるいは地革をたず
ね染めせしむの間、子細は同前なり。その上、御下地以
前に染めるところなり。次に倉麦のこと(欠け)

夏物たるの間、御下知以前によって相分けるべからずの
由、惟久代官を申し支うといえども、これを大阿使が封
付けせしむの間、多年を経るの後、ついに分取せしめお
わんぬ。次に桑代・塩地子・贄魚のこと(欠け)

未進あるは沙汰いたすべく云々」

惟景申し云う

「染絹のこと、当村の桑をもつて蚕養を遂げ染め出しむ

後園佐伯

庄内堅田村
寛元元年當

右對以之處如惟大阿孫女字結以當時領
 年閏月被下御下知革而其年作毛已下得分事可相半分分由
 重給御下知之處染納染納草給納物後惟久令押取革汝領
 家年真革當庄為數領請所之間雖御下知以前大阿請取軍中
 分可致沙汰之處其年未代並大池子發與米給與之條無領
 事也若如惟久由者染納革自百姓之手不納取之地頭或致難
 養或櫛地頭劣廻許給所染出也退當村之得分不可相分致染
 革事或狩獵或專地革令漆之園子細目前也其下御下知
 到來以前所漆也以名夫

革為物之間依御下知以前不可相分由惟久代官雖又申之
 大阿便令付封之間經多年之後遂令分取未代後地子實
 事令

有未進者可致沙汰之惟直景申去染納事以當村來遂發養
 令漆之園何非當村之得分我次漆革事必當村之住人令狩獵
 令取地革之園子細目前也次倉麥事亦未請取也次年真革
 可弁之由領狀上勿論也惟久申云先段革事者實元々革領
 家年真革事可弁之由惟久領狀上勿論與次倉麥事為是
 物之間依為御下知以前不及沙汰與次漆納染革事非有限
 地頭得分及上為御下知以前事之間同非沙汰限與矣
 一當村中分以後相互令押領其境由事
 右兩方雖申子細暗雖被是非然則仰豐前々司資能大友武

の間、何で当村の得分あらずかな、次に染革のこと、当
 村の住人をもつて狩獵を企て地革を取らしむの間、子細
 は同前なり。次に倉麦のこと、未だ請け取らぬところな
 り。次に年貢のこと、弁すべきの由、領状の上は勿論な
 り。云々

惟久「先段申し云いおわんぬ云々」

てへれば、寛元々年領家年貢のこと弁すべきの由、惟
 久領状の上は勿論か。次に倉麦のこと、夏物たるの間、
 御下知さる以前によつて沙汰は及ばざるか。次に染絹・
 染革のこと、地頭得分は有限にあらずの上、御下知以前
 たることの間、同じく沙汰は限りあらずか。

一、当村中分以後、相互にその境を横領せしむ由こと
 右、両方暗に子細申すといえども、是非さるといえど
 もか。しかるにすなわち、豊前々司資能・大友式部大夫
 泰直に仰せ、件の論所等に相のぞみ、問注に申す詞□に
 ついて、**成敗**の由、御教書せらるるところなり。

一、結跡当村半分地頭職のこと
 右、惟景申すごとくは、

「当村半分は惟久亡妻あざな結の領なり。しかして寛元
 元年閏三月、結死去のとき書き給う契状の由、自筆

にあらずの上、類判なきの間、信用不足云々」

惟久申すごとくは

「結死去のときは鎌倉に参じ候ところなり。彼の契状は結の乳母冷泉女の手跡なり。結の口筆をもつて彼の状を書かしむ云々」

却水天卷直相佐件論所等就問注申詞 可令 成敗

一結跡尚村半分他類職事

却水天卷直相佐件論所等就問注申詞 可令 成敗
右如惟景申者當村半分他類職事
三月結去所書給契状之由惟久雖申之如彼状
者非自筆之上無類判之間不足信用也如惟久申者結死去
之時者惟久形參候鎌倉也彼契状者結乳母冷泉女之手
跡也又結口筆今書彼状者件契状兼以結口筆冷泉女
令書否之條於若宮被書起請於彼女相 社家使者被
守其 之處如小別當審快被宜命使清範去耳閏三月
廿日進状者自去五日至今日七箇日之間冷泉女共
但彼女依月水事令朝七時各令退出畢之由非月水共
景雖申之如密休等同上旨更状者惟景有中告之間遣使
者令見知彼血筆云々此上月水事勿論然則當村半分事
係止惟景之 訴任結之契状可令惟久領筆之依鎌倉
殿仰下知如件
寶治三年正月十日

左近將監平朝臣

相模守平朝臣



てへれば、件の契状のこと、結の口筆をもつて書か

めたか否かの条、若宮において起請を書かされ、彼女を相「め」、社家使者にその身を守らせるのところ、小別當審快ならびに宣命使清範、去年閏十二月十一日の進状のごとくは

「去る五日より今日にいたる七ヶ日の間、冷泉女その身に災いなく、且つ、彼女は月水のことによつて今朝七時におのおの退出せしめおわんぬ。云々」

しかして月水にあらずの由、惟景これを申すといえども、審快等同十三日の重状のごとくは

「惟景申す旨あるの間、遣使は彼の血を見知せしめおわんぬ。云々」

この上、月水のごとは勿論か。しかるにすなわち、当村半分のごとは惟景の口訴を停止、結の契状にまかせ惟久が領掌せしむべきの状、鎌倉殿の仰せによつて下知は件のごとし。

宝治三年（一一四九）正月十日

左近將監 平朝臣（花押）

相模守 平朝臣（花押）

（つづく）